

千葉県教育委員会会議議事録

令和3年度第2回会議（定例会）

1 期 日 令和3年5月19日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時10分

2 出席委員

教育長職務代理者 井出 元
委 員 岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長	山口 新二
教 育 次 長	伊藤 賢
企画管理部	
企 画 管 理 部 長	長谷川 聡
企 画 管 理 部 次 長	武内 貢一
教 育 総 務 課 長	中西 健
教 育 施 設 課 長	宇井野哲男
教育振興部	
教 育 振 興 部 長	浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監	日根野達也
教 育 振 興 部 次 長	海宝 伸夫
生 涯 学 習 課 長	鈴木 真一
学 習 指 導 課 長	佐藤 晴光
特 別 支 援 教 育 課 長	青木 隆一
教 職 員 課 長	富田 浩明

企画管理部

教育政策課主幹兼教育広報室長	戸崎 将宏
教育施設課副課長	白井 一禎
同 企画調整班長	鈴木 尊嗣

教育振興部

学習指導課主幹兼高等学校指導室長	高梨 祐介
同 主席指導主事	神崎 勝弘
同 指導主事	森田 雅則
同 指導主事	森川 容江
特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長	松田 厚
同 指導主事	嶋野 隆文
教職員課主幹兼管理室長	工藤 秀昭
同 主席管理主事	澁谷 義範

事務局

企画管理部教育総務課 主幹兼委員会室長	佐藤 祐児
同 副主幹	山口 聖剛
同 主査	赤羽 大輔
同 主査	齋藤 智史

4 教育長職務代理者開会宣告

5 署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 令和3年度第1回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第9号議案から第12号議案の議案4件、報告1の報告1件である。

第12号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第9号議案 「令和4年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項」の制定について

【学習指導課長】

議案1ページを御覧いただきたい。第9号議案「令和4年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項」の制定について説明する。

続いて、議案2ページを御覧いただきたい。この選抜要項は、県立高等学校管理規則第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、令和4年度入学者選抜の方法等について定めたものである。昨年度から、従来前期選抜と後期選抜の2回行っていたものを1回とした、新しい入試制度が始まった。これまでの入学者選抜の理念を継承し、引き続き生徒の多様な能力・適性・努力の成果等の優れた面を多角的に評価し、さらに中学校における授業時間が増え、充実した学校生活を送ることができるようになっている。

議案2ページ上段の「第一 入学者選抜の種類」では、本検査及び追検査、本検査の期日以外に実施される入学者選抜の種類についてを記載している。また、「第二 一般入学者選抜」

から「第十 通信制の課程の入学選抜」では、各入学選抜について、提出書類、検査の期日、検査の内容、選抜方法等の大枠を定めている。この選抜要項を受け、入学選抜の実施に関して必要な具体的内容を定めた千葉県公立高等学校入学選抜実施要項を作成する。

実施日は、2ページ下段「四 検査の日時」にあるとおり、昨年と同じ2月24日、25日となっている。

なお、2ページ上段「第一 入試選抜の種類」に記載のあるように、インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全く受検することができなかった者の受検機会の確保のため、令和4年3月3日に追検査を実施する。昨年度は新型コロナウイルス感染症に係る特例検査を実施したが、今年度については、今後の感染状況を見ながら、必要に応じて検討をすることとなる。昨年度との変更点は、志願又は希望変更の受付時間の延長である。

議案2ページ下段「二 志願又は希望変更の2」および「三 入学願書等の提出期間等の特例の2」を御覧いただきたい。昨年度は、2日目の受付時間が午後2時までだったものを、今年度は午後4時までとした。これにより、受検生は出願状況を踏まえ、保護者や中学校との話し合いに時間の余裕が生まれ、より一層受検生の希望に沿った進路選択につながる。

議案資料1-1ページ「令和4年度入学選抜日程表」を御覧いただきたい。

先ほども御説明したが、本検査を令和4年2月24日、25日の2日間で実施し、令和4年3月3日に追検査を実施する。

また、入学許可候補者の発表は令和4年3月7日に行う。

なお、選抜日程は、令和2年12月16日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会Webページで公表している。

次に、議案資料1-2ページ「令和4年度千葉県県立高等学校入学選抜の流れ」を御覧いただきたい。この入学選抜要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のWEBページで公表するとともに県報に登載し、県民に告示する。

【井出教育長職務代理人】

第9号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第9号議案は、原案どおり可決する。

第10号議案 令和4年度千葉県県立中学校第1学年入学選抜決定要項の制定について

【学習指導課長】

議案10ページを御覧いただきたい。第10号議案、「令和4年度千葉県県立中学校第1学年入学選抜決定要項」の制定について説明する。

続いて議案11ページを御覧いただきたい。この入学選抜決定要項は、先ほどの第9号議案と同様「県立中学校管理規則」第25条を受けて、生徒の募集及び入学者の決定方法等について定めたものである。令和4年度の入学選抜決定要項は、令和3年度のものから日程以外の変更点はない。

議案11ページ上段「第三 一次検査の実施及び二次検査受験候補者の決定」に記載のとおり、一次検査は令和3年12月11日（土）に実施し、12月22日（水）に発表する。

また、二次検査は令和4年1月24日（月）に実施し、結果は令和4年2月1日（火）に発表する。

なお、日程については、令和2年12月16日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会のWEBページで公表している。

次に、議案資料10-1ページを御覧いただきたい。今後の流れを説明する。この入学者決定要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のWEBページで公表するとともに県報に登載し、県民に告示する。

なお、この入学者決定要項に基づいて、詳細を定める「入学者決定実施要項」を作成し、県教育委員会のWEBページに公表する。

8月下旬には、各県立中学校が実施する学校説明会にて、入学を希望する児童の保護者等を対象に、入学者決定について説明する予定である。

【岡本委員】

要望が2点ある。

1点目は、コロナの影響による特例検査についてである。県立中学校では募集定員の関係で、県立高等学校とは対応が異なり、特例検査が出来ないとのことであるが、このことを何らかの方法で志願者・保護者に説明及び周知してほしい。

もう1点は、令和5年度の検査日程について、合格発表の日が例年2月1日で私立学校の試験の日程と重なっているので、私立学校と調整してほしい。

【学習指導課長】

検討する。

【井出教育長職務代理人】

第10号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第10号議案は、原案どおり可決する。

**第11号議案 令和4年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者
選考要項の制定について**

【特別支援教育課長】

議案13ページを御覧いただきたい。第11号議案「令和4年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項の制定」について説明する。この要項は、県立特別支援学校管理規則及び千葉県教育委員会行政組織規則の規定により令和4年度に県立特別支援学校の幼稚部及び高等部第1学年に入学する者に対する選考方法等について定めるものである。次のページから要項が掲載してあるので表紙の次のページを御覧いただきたい。

令和4年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。

ただいま、学習指導課長から追選考並びに特例選考についての説明があったが、特別支援学校も同様に考えているところである。

主な変更点について説明する。要項19ページを御覧いただきたい。令和4年度に東葛飾地区へ高等部普通科の知的特別支援学校が新設となるため、設置校一覧No.12へ追加している。また、令和4年度から総合的な機能を有する特別支援学校となるため、対象障害種が追加予定の特別支援学校が2校ある。No.11矢切特別支援学校とNo.13野田特別支援学校に肢体不自由の教育機能が追加となる予定である。

続いて要項22ページを御覧いただきたい。第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、通学区域の変更をしている。通学区域一覧No.11からNo.16の東葛飾地区にあるNo.11松戸特別支援学校、No.13矢切特別支援学校、No.15野田特別支援学校の肢体不自由の子供の通学区域をJR武蔵野線やつくばエクスプレスを基準に区分けした。また、No.30からNo.33の南房総地区

にあるうちのNo.33市原特別支援学校においては市原市の姉崎地区を除き、No.32槇の実特別支援学校には市原市の姉崎地区を追加した。

なお、No.1からNo.5の千葉地区にあるうちのNo.2桜が丘特別支援学校、No.4袖ヶ浦特別支援学校において、大網白里市及び九十九里町は大網白里特別支援学校と学区が重複していたことから通学区域を整理した。

議案資料13-1ページを御覧いただきたい。日程の進め方については、昨年度と同様である。この入学者選考要項は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のWEBページで公表する。その後8月には、高等学校の説明会同様に、県内の公立中学校及び特別支援学校を対象とした説明会を実施し、入学者選考について周知する予定である。

【井出教育長職務代理者】

第11号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第11号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和2年度セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について

【教職員課長】

令和2年度セクシュアルハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について説明する。報告資料1ページ及び2ページに「調査」の概要を、3ページから9ページまで、データ編を記載している。報告資料1ページを御覧いただきたい。

本調査は、より良い学校環境の構築等を目的として、千葉市立及び市立高等学校を除くすべての公立学校に在籍する児童・生徒及び職員を対象に実施している。

報告資料1ページの「2 調査結果の概要」の「(1) セクハラ実態調査の結果について」は、セクハラと感じて不快であったと回答した児童生徒の人数は、令和元年度と比較して大きな変化はなく、100人当たり0.12人であった。実数で見ると全体で543人であり、令和元年度と比較し45人減少している。児童生徒がセクハラと感じ不快であったとした具体的な内容は、「不必要に身体に触られ、不快であった」「容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった」「性的な話・冗談等を言われ、不快であった」の項目での回答数が、どの学校種でも多い結果であり、これまでの調査結果とほぼ同様の結果であった。

報告資料2ページ上段を御覧いただきたい。平成28年度から調査内容に加えた「セクハラ以外のハラスメントを受け不快であった」と回答した児童生徒の人数は、100人当たり0.35人であり、実数で見ると、全体で1,610人となっており、令和元年度の1,331人と比較して、279人増加した。内容としては、教員の発言内容、対応、指導方法についての回答が主なものであった。それぞれ記載のあった内容については、各学校のセクハラ相談員を中心に聴き取りを実施し、その中で、既に報道発表済みではあるが、教諭によるわいせつ行為が確認され、去る2月19日に懲戒処分を行った事案は、この調査によって発覚したものである。

次に、同じく報告資料2ページ「(2) 体罰実態調査の結果について」は、この調査は、児童生徒から体罰の項目に記載のあったものについて、当該児童生徒及び関係者から聴き取り等の事実確認を行い、体罰の疑いがあるものも含めて報告するよう求めたものである。調査の結果、新たに発覚した体罰等の事案はなかった。しかし、本調査とは別に、県教育委員会が、令和2年度中に体罰の事案として事故を確認した件数は、小学校に1件あり、この1件については、当該市町村教育委員会で、厳正に対処したところである。セクハラ及び体罰等について、いまだに根絶に至っていないことは極めて遺憾なことであり、相談体制の整備、参加型の職員

研修の実施、教職員だけでなく児童生徒の人権意識の高揚を図ること等を通じて、引き続き根絶に取り組んでいく。

最後に、今年度もセクハラ及び体罰等に関する実態調査を実施することとし、セクハラ・体罰等の事故の未然防止に努めるとともに、調査内容や集計方法についても、学校の信頼につながる対応となるよう、検討していく。

なお、本調査結果については、5月18日（火）に、報道発表をしたところである。

報告1は終了。

委員報告 県立中央博物館の視察について

【井出教育長職務代理者】

4月21日に、私と貞廣委員、永沢委員が県立中央博物館に視察を行ったので報告する。当館長から令和3年度の中央博物館の取組の概要について説明を受けた。その説明からは、「県民共有の知的資源として未来に伝えていくこと。」さらには、「生涯学習の拠点にする。」という理念を確認することができた。

特別展、常設展を巡見し、特に以前文化財課から報告を受けた「ハーマン号」の絵巻を見た。本絵巻には日米の友好関係に関する非常に重要な情報が示されていた。道徳の教科書等に現在のトルコの軍艦が難破したときに日本人が多く命を救った史実が記載されることがあるが、このハーマン号事件はそれより約20年前に起きており、千葉県民も人命救助をしたとのことである。しかも、この事件の慰霊祭がいまだにアメリカ大使館員および遺族を含めて行われているという事実を知り、とても感銘を受けた。

本絵巻は6枚からなる絵巻だが、沈没していく様子をそばで観察していたかのように非常に克明に描かれている。事件を伝え聞いた作者が丁寧に描き、後世に残していることは尊いことであると感じる。本絵巻は有形文化財であると同時に、形のない、形に現れない非常に大切な出来事を残したものである。

常設展では、すべてのコーナーにおいての展示者側の意図や思いが説明され、本館の主題やテーマの大切さを実感した。博物館自体、また植物園、周辺施設などを含め、学校教育の内容をより豊かにするために、今後の有効な活用方法を考えていきたいと思った。

収蔵されている資料の展示として、ノストラジックポストカード（昔の絵葉書）を展示しているコーナーがあった。現代ほど写真技術が普及していなかった時代において、絵葉書がどれほど貴重な記録であったかが分かった。今日ではもう見る事の出来ない過去の街並み、自然環境、災害の様子が写真で残されており、とても興味深い展示であった。

最後に、博物館の持つ資料とそれに携わる研究員の研究成果を生かすことにより、「千葉県ならではの」という具体的な内容を把握できるのではないだろうか。それらを教育現場に生かしていくことを考えることが、教育行政に関わる私たちの重要な課題であるということを確認して視察を終えた。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第12号議案 契約の変更について

【教育施設課長】

議案14ページを御覧いただきたい。本議案は、（仮称）千葉県立東葛飾地区特別支援学校校舎外建築工事に係る工事請負契約の変更に関する議案である。

本案件は、予定価格 5 億円以上の工事であるため、県議会の議決を経る必要があるため、6 月定例県議会に契約変更の議案として提出するよう知事に申し入れることについて、審議いただくものである。

議案資料 14-1 ページを御覧いただきたい。本工事は、千葉県立柏特別支援学校の高等部を分離し、流山高等学園第 2 キャンパス敷地内に校舎棟を新築するもので、令和 2 年 6 月定例県議会での議決を経て、鎌形・ナリコー特定建設工事共同企業体と本契約を交わしており、令和 3 年 9 月 21 日までの工期としている。変更内容は、請負代金額を 215 万 2,700 円増額し、13 億 2,215 万 2,700 円とするものである。変更理由は、公共工事の設計に用いる労務単価の改定に伴う「特例措置」によるものである。国土交通省からの通知により、改定前の旧労務単価を適用して予定価格を積算し、令和 2 年 3 月以降に契約したものについては、受注者からの変更協議の請求により、令和 2 年 3 月から適用される新労務単価に基づく契約に変更できるとする「特例措置」が設けられている。本工事については、受注者から令和 3 年 4 月 1 日付けで請負代金額変更協議の請求があったことから、請負代金額の変更に応ずることとするものである。

今後、変更の仮契約を締結し、6 月定例県議会でも可決されると、契約の効力が発生することになる。

【井出教育長職務代理人】

第 12 号議案について、可決したいがよろしいか。

【委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第 12 号議案は、原案どおり可決する。

9 教育長職務代理人閉会宣告

令和3年6月16日 署名人